

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月10日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)
【会社名】	株式会社メディネット
【英訳名】	MEDINET Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 木村 佳司
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 原 大輔
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目5番14号
【電話番号】	(045)478-0041(代)
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 原 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第15期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第14期
会計期間	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成20年10月1日 至平成21年9月30日
売上高(千円)	598,599	791,114	2,900,215
経常利益又は経常損失( ) (千円)	51,025	156,883	323,982
四半期(当期)純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	64,967	154,648	245,873
純資産額(千円)	2,501,227	3,587,716	3,317,568
総資産額(千円)	2,810,132	4,009,762	3,889,510
1株当たり純資産額(円)	4,203.88	5,667.59	5,298.23
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	109.45	245.23	410.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	88.8	89.4	85.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	148,730	193,711	319,602
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	110,418	220,974	587,601
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	129	114,079	501,048
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(千円)	902,097	1,482,707	1,395,316
従業員数(人)	116	128	122

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第14期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第14期及び第15期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 従業員数には、契約医療機関への出向者を含めております。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	128	(18)
---------	-----	------

（注）従業員数には、当社グループが免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者78名が含まれております。臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数（人）	128	(18)
---------	-----	------

（注）従業員数には、当社が免疫細胞療法総合支援サービスを提供している契約医療機関への出向者78名が含まれております。臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社1社）において、開示対象となる事業の種類別セグメントはありませんのでサービス区別に記載しております。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

サービス区別	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	前年同四半期比(%)
免疫細胞療法総合支援サービス(千円)	753,073	132.2
その他(千円)	38,041	131.0
合計(千円)	791,114	132.2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
医療法人社団 混志会	588,092	98.2	789,831	99.8

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間において当社グループは、前連結会計年度から引き続き、主力サービスである免疫細胞療法総合支援サービスを本格的な成長軌道に乗せるべく、市場の顕在化及び拡大に努めております。医療チャネルの拡充に向けては、患者の治療選択プロセスにおいて実質的な決定力を有する医師・医療機関に対し、研究開発の進展とその成果を踏まえた訴求力の高い学術営業活動を展開することにより、当社グループの技術を用いて治療を実施する医療機関が当第1四半期連結会計期間末までに56施設に増加しております。また、各種メディアやWebサイト、セミナー活動、書籍出版協力等による患者及び患者家族に向けた積極的な情報提供と各種施策の相乗効果により、がん免疫細胞治療に係る患者の認知度及び理解度も向上しており、契約医療機関及びその連係医療機関における新規治療開始者数が増加、それに伴う細胞加工件数も増加しております。以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は791,114千円（前年同期比192,514千円増、32.2%増）となりました。

研究開発活動についても、前連結会計年度から引き続き、治療効果向上につながる新規技術の早期実用化を目指し、「免疫細胞療法に係るEvidenceの強化」、「より治療効果の高い新たな免疫細胞療法に係る技術の開発」、「細胞加工プロセスの大幅な効率化と細胞輸送技術の強化」を目標として、より出口に近いテーマにプライオリティを置いて推進しております。当第1四半期連結会計期間においては、平成21年10月、ナノキャリア株式会社と、両社が各々保有する技術、知的財産、ノウハウ、研究ネットワーク等を融合し、がん治療分野での新しい医薬品や医療技術等の開発を目的として包括的共同研究契約を締結いたしました。また、平成21年12月には、東京大学医学部附属病院と共同で、食道がん（Stage IIA）を対象とした新規樹状細胞ワクチン療法とガンマ・デルタT細胞療法をそれぞれ用いた2件の臨床研究を開始しております。

さらに、医師・医療機関を戦略ターゲットとした学術営業活動及び、一般向けセールスプロモーション活動を、これまでの実績と経験に基づき、戦略的かつ効率的に実施するとともに、一方では、一般管理業務プロセスの効率化により、業務品質を維持しつつ管理コストの最適化を図るなど前向きな合理化については、当第1四半期連結会計期間においても継続的に進めております。以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業利益は142,789千円（前年同期比132,191千円増、1,247.4%増）となりました。

その他、前連結会計年度末に比べて円安となったことによる為替差益10,036千円の発生等により、当第1四半期連結会計期間の経常利益は156,883千円（前年同期は経常損失51,025千円）、四半期純利益は154,648千円（前年同期は四半期純損失64,967千円）となりました。

### (2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて120,252千円増加し、4,009,762千円となりました。流動資産は2,655,876千円と前連結会計年度末に比べ140,543千円増加しており、主な要因は現金及び預金の増加87,390千円、売掛金の減少58,210千円、短期貸付金の増加210,000千円です。固定資産は1,353,885千円と前連結会計年度末に比べ20,291千円減少しておりますが、これは固定資産の取得、減価償却、投資有価証券の償還等によるものです。

当第1四半期連結会計期間末の負債は、前連結会計年度末に比べて149,895千円減少し、422,045千円となりました。そのうち流動負債は417,051千円で前連結会計年度末に比べて149,489千円減少しております。主な要因は買掛金の減少20,794千円、未払法人税等の減少17,340千円、賞与引当金の減少110,420千円です。固定負債は、長期リース債務の減少により4,994千円となりました。

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、四半期純利益154,648千円、新株予約権の行使による株式の発行115,500千円により前連結会計年度末に比べて270,148千円が増加し、3,587,716千円となりました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の85.2%から89.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べて87,390千円増加し、1,482,707千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得られた資金は193,711千円(前年同期は148,730千円の使用)となりました。

主な増加は、税金等調整前四半期純利益156,883千円、減価償却費30,683千円、その他流動資産の減少等101,191千円であり、主な減少は、賞与引当金の減少110,420千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用した資金は220,974千円(前年同期は110,418千円の使用)となりました。

主な支出は、貸付けによる支出390,000千円、有形固定資産の取得による支出60,769千円であり、主な収入は貸付金の回収による収入223,740千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によって得られた資金は114,079千円(前年同期は129千円の使用)となりました。

主な内訳は、新株の発行による収入114,472千円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、81,193千円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,751,200
計	1,751,200

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	632,600	632,600	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式 であり、権利内容 に何ら限定のない 当社における 標準となる株式 であります。 なお、単元株制度 は採用しており ません。
計	632,600	632,600	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年12月21日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	5,465
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	5,465
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	62,900
新株予約権の行使期間	自平成19年1月1日 至平成22年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 62,900 資本組入額 31,450
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2.新株予約権を発行する日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整する(1株未満の端数は切捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3.当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- 4.各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

平成17年12月20日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)(注1)	6,895
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注2)	6,895
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注3)	33,890
新株予約権の行使期間	自平成20年1月1日 至平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,890 資本組入額 16,945
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2. 新株予約権を発行する日後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整する(1株未満の端数は切捨て)。ただし、かかる調整は、当該時点で行使または消却されていない新株予約権についての付与株式数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合及び商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める新株引受権証券の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 各新株予約権の一部行使はできないこととする。

新株予約権の割当を受けた対象者が新株予約権の行使をなす場合には、当社及び当社子会社等に継続して雇用されている若しくは委任関係を保持していることを要するものとする。但し、任期満了による退任、定年退職、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権の割当を受けた当社の外部協力者である対象者は、新株予約権の行使をなす場合には、当社と継続して取引関係にあることを要するものとする。但し、当該新株予約権者が新株予約権の行使に先立ち、行使の時期につき取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。  
平成19年2月6日取締役会決議（第3回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	30,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1)	30,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注2)
新株予約権の行使期間	自平成19年2月22日 至平成22年2月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注3)
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初、19,000円（以下「当初行使価額」という。）とする。

2 行使価額の修正

当社は平成19年2月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前日（当該修正日の前日当日を含む）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に次項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、9,500円とする。下限行使価額は、次項の規定を準用して調整される。

### 3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む)。

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号ないしの各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号ないしの定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じた場合はこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。  
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。  
その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

3. 1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年10月1日～平成21年12月31日 (注)	7,000	632,600	58,047	2,579,535	58,047	3,992,095

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Londonから平成21年11月9日付の変更報告書の写しの送付があり、平成21年10月30日現在で9,166株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Londonの変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London
住所	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK
保有株券等の数	株式 9,166株
株券等保有割合	5.97%

当第1四半期会計期間において、木村佳司から平成21年12月22日付の変更報告書の写しの送付があり、平成21年12月16日現在で104,014株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、木村佳司の変更報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	木村佳司
住所	千葉県浦安市
保有株券等の数	株式 104,014株
株券等保有割合	16.44%

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 625,600	625,600	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	625,600	-	-
総株主の議決権	-	625,600	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が25株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数25個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月
最高(円)	19,800	19,500	17,850
最低(円)	13,540	12,500	15,100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表及び当第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）並びに当第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,482,707	1,395,316
売掛金	541,200	599,410
原材料及び貯蔵品	25,947	22,570
短期貸付金	530,000	320,000
その他	76,022	178,035
流動資産合計	2,655,876	2,515,332
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	457,400	435,891
その他(純額)	122,426	122,444
有形固定資産合計	579,827	558,336
無形固定資産	54,201	52,414
投資その他の資産		
投資有価証券	506,305	505,621
その他	213,552	257,804
投資その他の資産合計	719,857	763,426
固定資産合計	1,353,885	1,374,177
資産合計	4,009,762	3,889,510
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	119,769	140,563
未払法人税等	4,384	21,724
賞与引当金	36,362	146,783
その他	256,534	257,469
流動負債合計	417,051	566,541
固定負債	4,994	5,400
負債合計	422,045	571,941
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,579,535	2,521,487
資本剰余金	3,992,095	3,934,047
利益剰余金	2,986,313	3,140,961
株主資本合計	3,585,316	3,314,573
新株予約権	2,400	2,995
純資産合計	3,587,716	3,317,568
負債純資産合計	4,009,762	3,889,510

( 2 ) 【四半期連結損益計算書】  
【第 1 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年10月 1 日 至 平成21年12月31日)
売上高	598,599	791,114
売上原価	188,500	240,230
売上総利益	410,098	550,884
販売費及び一般管理費	399,501	408,095
営業利益	10,597	142,789
営業外収益		
受取利息	394	2,818
為替差益	-	10,036
その他	79	2,294
営業外収益合計	473	15,149
営業外費用		
支払利息	-	56
為替差損	61,936	-
株式交付費	-	997
その他	160	-
営業外費用合計	62,097	1,054
経常利益又は経常損失 ( )	51,025	156,883
特別損失		
固定資産除却損	1,374	-
投資有価証券売却損	10,359	-
特別損失合計	11,733	-
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ( )	62,759	156,883
法人税、住民税及び事業税	2,208	2,235
法人税等合計	2,208	2,235
四半期純利益又は四半期純損失 ( )	64,967	154,648

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	62,759	156,883
減価償却費	29,169	30,683
賞与引当金の増減額( は減少)	35,986	110,420
受取利息及び受取配当金	394	2,818
投資有価証券売却損益( は益)	10,359	-
支払利息	-	56
為替差損益( は益)	61,936	10,036
有形固定資産除却損	1,374	-
売上債権の増減額( は増加)	52,547	58,210
たな卸資産の増減額( は増加)	58	3,376
仕入債務の増減額( は減少)	7,807	20,794
未払金の増減額( は減少)	118,288	132
その他	34,761	101,191
小計	140,241	199,712
利息及び配当金の受取額	279	2,997
利息の支払額	-	56
法人税等の支払額	8,768	8,942
営業活動によるキャッシュ・フロー	148,730	193,711
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,880	60,769
無形固定資産の取得による支出	6,630	1,710
投資有価証券の取得による支出	-	43,740
投資有価証券の売却による収入	18,161	-
投資有価証券の償還による収入	-	52,966
貸付けによる支出	120,000	390,000
貸付金の回収による収入	-	223,740
その他	2,931	1,460
投資活動によるキャッシュ・フロー	110,418	220,974
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	-	392
株式の発行による収入	-	114,472
その他	129	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	129	114,079
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,278	574
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	260,556	87,390
現金及び現金同等物の期首残高	1,162,654	1,395,316
現金及び現金同等物の四半期末残高	902,097	1,482,707

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自平成21年10月1日  
至平成21年12月31日)

(四半期連結貸借対照表関係)

前第1四半期連結会計期間において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」は、資産総額の100分の10を越えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「短期貸付金」は120,000千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「株式交付費」は、営業外費用総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「株式交付費」は160千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
法人税等の算定方法	連結会計年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、750,632千円であり ます。	有形固定資産の減価償却累計額は、724,561千円であり ます。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
給与手当 81,050千円	給与手当 80,226千円
賞与引当金繰入額 21,021	賞与引当金繰入額 21,046
研究開発費 93,393	研究開発費 81,193

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 902,097	現金及び預金勘定 1,482,707
現金及び現金同等物 902,097	現金及び現金同等物 1,482,707

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日  
至平成21年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 632,600株

2.新株予約権等に関する事項

平成19年第3回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株
新株予約権の四半期連結会計期間末残高	親会社 2,400千円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループの事業は、細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

当社グループの事業は、細胞医療支援事業並びにこれらに付帯する業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がありませんので、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

該当事項はありません。

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年 9月30日)	
1 株当たり純資産額	5,667.59円	1 株当たり純資産額	5,298.23 <sup>円</sup>

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額

前第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)		当第 1 四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額 ( )	109.45円	1 株当たり四半期純利益金額	245.23円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	64,967	154,648
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (千円)	64,967	154,648
期中平均株式数 (株)	593,600	630,622
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつ た潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変 動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第 1 四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

著しい変動がないため記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社メディネット  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江島 智 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社メディネット  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 江島 智 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井 均 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メディネットの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メディネット及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。